

官報号外

昭和二十六年三月二十八日

○国会衆議院会議録第二十五号

昭和二十六年三月二十七日(火曜日)
議事日程 第二十四号

午後一時開議

第一 日本政府在外事務所設置法
の一部を改正する法律案(内閣
提出)

第二 世界保健機関憲章を受諾す
ることについて承認を求める件

第三 日本国国有鐵道法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

第四 下級裁判所の設立及び管轄
区域に関する法律の一部を改正す
ることについて承認を求める事件

第五 裁判所法等の一部を改
正する法律案(内閣提出、參議院
送付)

第六 少年院法の一部を改正す
ることについて承認を求める件

第七 裁判所職員定員法案
(内閣提出、參議院送付)

第八 農業協同組合法の一部
を改正する法律案(参議院提出)

第九 厚生省設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

第十 運輸省設置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出)

第十一 法律案(内閣提出)

第十二 少年院法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

第十三 裁判所職員定員法案(内閣
提出、參議院送付)

第十四 農業協同組合法の一部を改
正する法律案(参議院提出)

第十五 本日の会議に付した事件
外因為替管理委員会委員任命につ
き同意の件

第十六 日程第一 日本政府在外事務所設
置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第十七 世界保健機関憲章を受
諾することについて承認を求める件

第十八 農業協同組合法の一部を改
正する法律案(参議院提出)

第十九 本日の会議に付した事件
外因為替管理委員会委員任命につ
き同意の件

第二十 日程第一 日本政府在外事務所設
置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第二十一 世界保健機関憲章を受
諾することについて承認を求める
件

日本政府在外事務所設置法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

外因為替管理委員会委員任命につき同意の件 日本政府在外事務所設置法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

日本政府在外事務所設置法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

日本政府在外事務所設置法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

世界保健機関憲章を受諾することに
ついて承認を求める件に関する報
告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔守鳥伍郎君答辯〕

○守鳥伍郎君　ただいま議題と相なりました法律案並びに條約案につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず法案から報告いたします。本法案は、三月二十二日、内閣から衆議院に提出され、本委員会に付託されましたので、二十四日及び二十六日の両日にわたり委員会を開き、審議いたしました。政府側の説明によりますと、日本政府在外事務所設置法は昨年第七回国会において成立いたしました。

第二條第二項に基く日本政府在外事務所増置令によりまして、スエーデン國、ストラスブルク市、フランクフルト市、カルカント市、プラジル国リオデジャネイロ市及びサンパウロ市、バキスタン、カラチ市、インド、ニューデリー市、カタルタ市及びボンベイ市、ベルギー國ブルッセル市、ウルグアイ國モンテビデオ市、オランダ國ヘーベ市、タイ国バンコク市の十二箇所にそれより在外事務所が増置されたのであります。

政府としては、その後もまた在外事務所の設置されていない諸國に対し、総司令部を通じてその設置方を委託しておりましたところ、このたゞビルマの承諾を得ましたので、同国ラングーン市に在外事務所を設置することいたしたい。そこで、從来國々が体験した。

会中であり、かつ緊急を要しましたために増置令によつて増置して参つた前記十二の在外事務所も、この際ラングーン在外事務所とともに設置法第二條第一項の表に追加して、現在設置されています。さておるすべての在外事務所を法律の中に明らかにしておる所が、今回改正の第一点なのであります。

次に、右の改正に伴い、当然設置法第九條の在勤手当及び居住手当に改定を必要とするに至つた次第であります。すなはち、アメリカ合衆國に設置される在外事務所については同法中の別表を適用し、その他の在外事務所については外務大臣が別表の額の九割から一割の範囲内で定めることとしようとしておりますが、改定の第二点であります。

なお附則におきましてはこの法律の施行期日を定め、さらに日本政府在外事務所増置令を废止せんとする規定を設けたのであるところであります。第一判の範囲内で定めることが認められました。

本法案は、質疑終了の後討論を行ひ、採決の結果、多數をもつて可決せられました。次に、條約案について御報告いたしました。本件は、三月二十二日、内閣から衆議院に提出され、本委員会に付託されましたので、二十四日及び二十六日に委員会を開き、審議いたしました。政府側の説明によれば、世界保健機関は、國際連合憲章に定められた専門機関の一でありまして、一九四八年

四月七日に効力を生じた世界保健機関憲章に基いて設立され、現在米、英、仏等六十三箇国が加盟しております。

この機関の目的とするところは、憲章に明らかな通り、すべての人民の健康を増進及び保護するため、相互に及び他の諸國と協力することでありまして、このため、この機関は國際保健事業の指

導的かつ調整的機関として行動することを第一の任務いたしております。政府としては、この機関に加盟して、國際保健事業への積極的協力をいたすことと

ははなはだ有意義であると認め、かねて加盟手続を進めておりましたところ、本年一月十五日、連合國總司令部から加盟の申請しつかえな旨を申

し越して参りました。よつて世界保健機関の事務局長に対し加盟申請書を送付しましたところ、二月二十八日付を

本件の審議は、沙翁によつて「沙翁」の如きと對照して可決せられました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○國長(林國治君) 討論の通告があります。これに許します。沙翁(良君答辯) です。沙翁(良君答辯) ます。これが許します。沙翁(良君) 行い、多數をもつて本件を承認すべきものと譲り合いました。次第でございまして、この加盟申請を受領した旨及びわが国の申請は来る五月七日から沙翁(良君) ジネーヴで開催される保健総会に提出されましたところ、二月二十八日付を

沙

翁(良君) ます。これは許します。沙翁(良君) ます。沙翁(良君) が沙翁(良君) のことと想定が興るとは、まつたくにまかせ、他方世界保健機関に加入して、こういふ機関に加入しさずあります。沙翁(良君) は、何らかよそから救いの手でもやつて来て、自然国民の健康が増進するのことを理想と興ることは、まつたく國民を欺瞞するものであります。世界保健機関はそういう他の機関ではあります。沙翁(良君) は、四年に四千数百万円の分担金を負担しなければならまへん。世界の国々の中には、この分担金があまりに高いといふのであります。沙翁(良君) は、年に四千数百万円の分担金を負担するのであります。私は、大した活動も期待されない世界保健機関に四千数百万円を出して加入するよりも、まず政府が沙翁(良君) から国内の保健増進に努力すべきだと思います。これが反対の理由申述べます。

政府は、この世界保健機関に加入すれば、國民の健康の増進と保護に何か努力せずして、決して國民の健康の増進向上はあり得ないのであります。今、日本の保健衛生の現状を見ますと、諸君も御承知のように、きわめて劣悪であります。結核患者は世界第一位であり、児童保育はまづよく行き届かず、その他医療、住宅、衛生、慰安、経済上及び労働上の條件は世界の最低位にあるといつてもよいのであります。これらは、あらためて世界保健機関に加入せずとも、政府がやうりと思えば、いつでも改善できることあります。かかるに、そういう努力を怠しておいて、國民の健康は悪化する事態であります。これは、沙翁(良君) は沙翁(良君) のことと想定が興るとは、まつたくにまかせ、他方世界保健機関に加入して、こういふ機関に加入しさずあります。沙翁(良君) は、何らかよそから救いの手でもやつて来て、自然國民の健康が増進するのことを理想と興ることは、まつたく國民を欺瞞するものであります。世界保健機関はそういう他の機関ではあります。沙翁(良君) は、四年に四千数百万円の分担金を負担しなければならまへん。世界の国々の中には、この分担金があまりに高いといふのであります。沙翁(良君) は、年に四千数百万円の分担金を負担するのであります。私は、大した活動も期待されない世界保健機関に四千数百万円を出して加入するよりも、まず政府が沙翁(良君) から国内の保健増進に努力すべきだと思います。これが反対の理由申述べます。

政府は、この世界保健機関に加入すれば、國民の健康の増進と保護に何か努力せずして、決して國民の健康の増進向上はあり得ないのであります。今、日本の保健衛生の現状を見ますと、諸君も御承知のように、きわめて劣悪であります。結核患者は世界第一位であり、児童保育はまづよく行き届かず、その他医療、住宅、衛生、慰安、経済上及び労働上の條件は世界の最低位にあるといつてもよいのであります。これらは、あらためて世界保健機関に加入せずとも、政府がやうりと思えば、いつでも改善できることあります。かかるに、そういう努力を怠しておいて、國民の健康は悪化する事態であります。これは、沙翁(良君) は沙翁(良君) のことと想定が興るとは、まつたくにまかせ、他方世界保健機関に加入して、こういふ機関に加入しさずあります。沙翁(良君) は、何らかよそから救いの手でもやつて来て、自然國民の健康が増進するのことを理想と興することは、まつたく國民を欺瞞するものであります。世界保健機関はそういう他の機関ではあります。沙翁(良君) は、四年に四千数百万円の分担金を負担しなければならまへん。世界の国々の中には、この分担金があまりに高いといふのであります。沙翁(良君) は、年に四千数百万円の分担金を負担するのであります。私は、大した活動も期待されない世界保健機関に四千数百万円を出して加入するよりも、まず政府が沙翁(良君) から国内の保健増進に努力すべきだと思います。これが反対の理由申述べます。

沙翁(良君) が沙翁(良君) のことと想定が興るとは、まつたくにまかせ、他方世界保健機関に加入して、こういふ機関に加入しさずあります。沙翁(良君) は、何らかよそから救いの手でもやつて来て、自然國民の健康が増進するのことを理想と興することは、まつたく國民を欺瞞するものであります。世界保健機関はそういう他の機関ではあります。沙翁(良君) は、四年に四千数百万円の分担金を負担しなければならまへん。世界の国々の中には、この分担金があまりに高いといふのであります。沙翁(良君) は、年に四千数百万円の分担金を負担するのであります。私は、大した活動も期待されない世界保健機関に四千数百万円を出して加入するよりも、まず政府が沙翁(良君) から国内の保健増進に努力すべきだと思います。これが反対の理由申述べます。

会に認められることであつて、講和の見通しも明るい今日、たいへんけつことなどだと申しているのであります。ところが、事實はまつたくこれと違でありますて、世界保健機関に入ることは、これはなしくずしの單独講和の布石の一つでありますて、日本はいつから全面講和を不可能にするものであります。

御承知のよう、世界保健機関は国連と身同体ともいべき、きわめて書接が關係にあるのであります。しか

るに、今その前途はどういう機能を果してらかと申しますと、これはスター

リン首相がさわめて適切に表現してい

るのであります。いわく「平和の防壁としてつぐられた国連は――化して、新しい世界――を始める手段となつてしまつた。国連の中心的

は、北大西洋條約加盟十箇国及び中南米二十箇国である。これら諸國の代表は、国連で戦争か平和かの運命を決定している。中華人民共和国が

だと――――を国連で行つたのも、これらの代表である。この

よろにして国連は――化されるとともにも、ものはや加盟國が平等の権利を持つ世界機構としての

通りに勤いている。「世界保健機関も、まつたくこれと同様の動きをして

いるのであります。

なるほど世界保健機関憲章の前文には、「到達し得る最高標準の健康を享受することは、人種、宗教、政治的信念又は經濟的若しくは社會的條件の差別なしに万人の有する基本的權利の一體である。」とりづに平等の原則がうだつてあります。この原則に賛成したこと、世界の多くの國々は喜んで世界保健機関に加入したのであります。ところが、その後の實際の運営を見ますと、この世界保健機関もまた国連と同様に――となり、たとえば伝染病、災害等の場合、ある種の國々に対するは医薬品、救濟物資、医師、看護婦等を派遣いたしますけれども、他の種の國々に対しても送らない等、まつたく医療保健を通じて――の機関化してしまつてゐるといふのが実情であります。そうでありますから、最初喜んでこの機関の設立をするというが、わが黨の反対の理由のおもなる点であります。ところが、その後二年の実績を見ますと、わが党の予言した通りになつて來ているのであります。

まず第一に、在外事務所の設置され、ついで外事務所が開かれ、日本は講和前でもないへん世界との關係が密接になつたように宣伝されておりますけれども、それはだだ見せかけだけです。在外事務所が開かれ、日本は講和前でもないへん世界との關係が密接になります。第一、外交権も持たない使節が、國を代表しての正式の交渉も調査権を受けなければなりません。日本がぜひここへ設置したいと思うところでも――結局この法案のねらいは、國民の日をこまかし――とありますが、これが何を意味するか、おもなる点であります。ところが、その後二年の実績を見ますと、わが党の予言した通りになつて來ているのであります。

いたしましても、ラジオ、ウルグアイ、タイ、ペキスタンといったよろこびの遠方の小國ばかりであります。世界保健機関は、世界の機関ではなくして、一方的な帝國主義支配機関化している。この点の認識がさわめて重要なことは、日本みずから全面講和を可能にするものであり、むづかしい援助のために――

一とする意図の端的な現われであります。しかしながら、日本の經濟的自立は反対の理由を明らかにしておかずます。すなわち、國の独立と自主性を持つたのですが、そのときも、わが黨が中ソと友好親善關係を持たざるに運喰できないことは、國民の意識でのあります。

第二に、在外事務所の開かれたところでも、その活動はほとんど見るべきではありません。まだある、外交権も持たざる十分な活動ができるはずがない、また在外事務所をどこへ設置するかについてもまだ、その活動はほとんど見るべきではないとき、そんなものを設置してしまつてあります。

第三に、全面開拓を不可能にします。が、中ソとそれなりに親睦であります。それで、その活動はほとんど見るべきではありません。それでも、その活動はほとんど見るべきではありません。それが、國の存続と存続講和の布石として政治的に利用されおり、全面開拓を不可能にします。しかし、それは空虚のものであり、しかもそれはことごとく單独講和の布石として政治的に利用されれており、全面開拓を不可能にします。

が、國を代表しての正式の交渉も調査権を受けなければなりません。日本がぜひここへ設置したいと思うところでも――結局この法案のねらいは、國民の日をこまかし――とありますが、これが何を意味するか、おもなる点であります。ところが、その後二年の実績を見ますと、わが党の予言した通りになつて來ているのであります。

まず第一に、在外事務所の設置され、ついで外事務所が開かれ、日本は講和前でもないへん世界との關係が密接になつたように宣伝されておりますけれども、それはだだ見せかけだけです。在外事務所が開かれ、日本は講和前でもないへん世界との關係が密接になります。第一、外交権も持たない使節が、國を代表しての正式の交渉も調査権を受けなければなりません。日本がぜひここへ設置したいと思うところでも――結局この法案のねらいは、國民の日をこまかし――とありますが、これが何を意味するか、おもなる点であります。ところが、その後二年の実績を見ますと、わが党の予言した通りになつて來ているのであります。

いたしましても、ラジオ、ウルグアイ、タイ、ペキスタンといったよろこびの遠方の小國ばかりであります。世界保健機関は、世界の機関ではなくして、一方的な帝國主義支配機関化している。この点の認識がさわめて重要なことは、日本みずから全面講和を可能にするものであり、むづかしい援助のために――

（指手）

○議長（林謹治君）　ただいまの砂間君の發言には不適當の言語があつて思ひますから、速記録を取調べの上、――に断固反対するものであります。

（追手）

○議長（林謹治君）　ただいまの砂間君の發言には不適當の言語があつて思ひますから、速記録を取調べの上、――に断固反対するものであります。本件は委員長の報告の通り決ります。本件は委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告を可決であります。本件は委員長の報告の通り決ます。

（了案者起立）

○議長（林謹治君）　起立多数。よつて本件は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長（林謹治君）　起立多数。よつて日本は委員長報告の通り承認を與えます。本件は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長（林謹治君）　起立多数。よつて本件は委員長報告の通り承認を與えます。

（了案者起立）

○議長（林謹治君）　起立多数。よつて日本は委員長報告の通り承認を與えます。本件は委員長報告の通り可決いたしました。

同表管轄島節易裁判所の項の次に次の項を加える。

參議院議長 佐藤 尚武
參議院議長林誠治
書

定める員数の家事調査官を置く。

第六條第六号中「裁判所書記官補、乃下三家庭調査官、家事調査官補」を加える。

裁官所等の一部を改正する法律
案
右の内閣提出案は本院において可決
す。よつて閣會第十八年三月三十二日によ
りここに送付する。

鳴門市
板野郡内
大津村・北灘村
江村・淡村

同表管轄島節易裁判所の管轄區
域の欄中「海部郡内 上木頭村 木
岡村」を削り、同表管轄島節易裁判所
の項を次のよう改める。

下級裁判所の設立及び管轄区域に關
する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出 参議院送付) に關する報
告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に關
する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

第三條(國家公務員法(昭和二十
一年法律第百二十号))の一部を次の
よう改める。

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

最終号の附録に掲載

裁判所法等の一部を改正する法律
案

十二 第二條第二項を次のよう改
める。

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

第一條 裁判所法(昭和二十一年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十一條の三第二項、第五十
二項、第五十四條第二項、
第五十五条第三項及び第五十六条
の二第二項を削る。

第三十九條を次のよう改め
る。

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

第一條 裁判所法(昭和二十一年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十二条第一項後段を削る。

第六十四条の見出しを「(任免)」に
改め、同條中「及び叙級」を削
る。

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

第一條 裁判所法(昭和二十一年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第五十五条第二項中「二級

第三十九條削除

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

第一條 裁判所法(昭和二十一年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第五十六条第五項、第五十七
七條第二項及び第四項、第五十八
七條第二項及び第四項、第六十条第
二項、第六十條の二第二項並びに
第六十一條第二項を削る。

第三十九條削除

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

第一條 裁判所法(昭和二十一年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第五十五条の二(裁判官以外の裁
判官)の下「家事調査官、家事調
査官補」を加える。

第三十九條の二(裁判官以外の裁
判官)の下「家事調査官、家事調
査官補」を加える。

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

第一條 裁判所法(昭和二十一年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第六十五条の二(裁判官以外の裁
判官)の下「家事調査官、家事調
査官補」を加える。

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

第一條 裁判所法(昭和二十一年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十九條の二(裁判官以外の裁
判官)の下「家事調査官、家事調
査官補」を加える。

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

第一條 裁判所法(昭和二十一年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第六十五条の二(裁判官以外の裁
判官)の下「家事調査官、家事調
査官補」を加える。

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

第一條 裁判所法(昭和二十一年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十九條の二(裁判官以外の裁
判官)の下「家事調査官、家事調
査官補」を加える。

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

第一條 裁判所法(昭和二十一年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十九條の二(裁判官以外の裁
判官)の下「家事調査官、家事調
査官補」を加える。

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

第一條 裁判所法(昭和二十一年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十九條の二(裁判官以外の裁
判官)の下「家事調査官、家事調
査官補」を加える。

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

第一條 裁判所法(昭和二十一年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十九條の二(裁判官以外の裁
判官)の下「家事調査官、家事調
査官補」を加える。

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

第一條 裁判所法(昭和二十一年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十九條の二(裁判官以外の裁
判官)の下「家事調査官、家事調
査官補」を加える。

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

第一條 裁判所法(昭和二十一年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十九條の二(裁判官以外の裁
判官)の下「家事調査官、家事調
査官補」を加える。

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

第一條 裁判所法(昭和二十一年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十九條の二(裁判官以外の裁
判官)の下「家事調査官、家事調
査官補」を加える。

内閣提出 參議院送付) に關する報
告書

少年院法の一部を改正する法律案		
（參議院提出に關する報告書）		
〔最終号の附録に掲載〕		
裁判所職員定員法案		
裁判所職員の定員に關する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の全部		
を改正する。		

第一條 下級裁判所の裁判官の員数は、左の表に掲げる通りとする。
第二條 裁判官以外の裁判所の職員の員数は、左の表に掲げる通りとする。

区	分	員 数
司法研修所教官	一一人	八人
裁判所訓育官	一、一〇〇人	四七二人
裁判事務官	一、一〇〇人	七二八人
少年調査官	一、一〇一人	一四八人
裁判所記官補	一一九人	一〇〇三人
裁判所書記官	三、五九二人	二、二六六人
裁判所書記官補	二、二六六人	一四八人
家事調査官	一一一人	一一一
少年調査官補	一、一四八人	一〇〇人
裁判所記官	一一人	一〇〇人

1 この法律は、昭和二十二年四月一日から施行する。
2 裁判官書記官補は、当分の間、

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十六年三月十九日
參議院議長林誠治殿
審武

裁判所職員定員法案（内閣提出、參議院送付に關する報告書）
〔最終号の附録に掲載〕

裁判所職員定員法案（内閣提出、參議院送付に關する報告書）
（最終号の附録に掲載）

第二條 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、裁判所法等の一部を改正する法律案、少年院法の一部を改正する法律案及び裁判所職員定員法案の四案を一括して、それらの提案要旨及び法務委員会における審議の経過並びに結果を申上げます。

まず下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、裁判所法等の一部を改正する法律案、少年院法の一部を改正する法律案及び裁判所職員定員法案の四案を一括して、それらの提案要旨及び法務委員会における審議の経過並びに結果を申上げます。

第四十六條に次の二号を加える。

四 農業協同組合連合会の設立の
发起人となり又は設立準備会の
確実に同意すること。

五 農業協同組合連合会への加
入及び農業協同組合連合会から
の脱退

第四十六條の次に次の二条を加え
る。

第四十六條の二 農業協同組合連合
会がその地区を地区とする他の農
業協同組合連合会が現に行つてい
る事業を新たに行うために定款を
変更しようとするときは、これに
つき、会員たる組合は、それぞれ
の経会において、投票によつて議
決しなければならない。

前條第四号及び第五号の事項に
ついては、投票によつて議決しな
ければならない。

第四十八條第四項中「第五項」を

「第八項」と改める。

第五十二條の二中「前二條」を前
三條に改め、同條を第五十二條の
三とし、第五十二條の二として次の
二條を加える。

第五十二條の二 出資組合は、同組
合に充ててなお残額がある場
合には、その拂込に充てた剰余金
を生じた事業年度の次の事業年
度の開始の日から起算して五年を
経過したときにこれを拂い戻さな
ければならない。但し、当該期間
内に、総会において拂い戻すべき
旨の議決をしたときは、組合員が
脱退したときは、当該議決又は脱
退に係る事業年度末にこれを組合
員又は脱退した者に拂い戻さなけ
ればならない。

第六十三條に次の二項を加える。

組合が第五十九條第一項の設立
の認可があつた日から九十日を経
過しても前項の登記をしないとき
は、行政庁は、當該認可を取り消
すことができる。

第八十三條第三項及び第八十五條
第三項中「第六十五條第四項」を第
六十五條第六項に改める。

第八十一条第八号中「若しくは」を

「又は」に、「又は第六十五條第四項」
を(第六十五條第六項においてこれ
らを準用する場合を含む)に改め
る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 本法律施行の際現在に在任する
組合の役員の任期については、な
ど従前の例による。

農業協同組合法の一部を改正する
法律案

右の本院提出案をこのに送付する。

昭和二十六年三月二十六日

參議院議長 佐藤 尚武

農業協同組合法の一項を改正する法
律案(參議院提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔千賀康治君著述〕

○千賀康治君 たゞい議題となりま
した、参議院提出、農業協同組合法の
一部を改正する法律案に關しまして

は、三月二十三日、予備審査のため當
委員会に付託され、同じく二十六日、
提案者より提案理由の説明を聽取いた
しましたが、全員異議なく可決すべき
ものと議決いたしました次第でございま
す。詳細は速記録に譲ることといたし
ます。何とぞ御賛成を願います。(拍
手)

〔参考〕

おきましては、非常な努力を重ね、改善

策を考究されておりますが、このた
れを原来のまま可決すべきものと議決
すべき、一面におきましては組合経営の再
建整備に関する方策を樹立し、他面に

おきましては、ここに提案された農業
協同組合法の改正により組合経営に彈
力性を與え、よつてもつて再建整備に
寄与しようとしているのであります。

すなわち、今回提案されましたこの
改正法律案の要點とすることは、第一
一、役員の任期は原則として一箇年と
なつておりますのを三年以内に延長
しまさしたこと、第二は、役員は総会で
選舉することとなつてますが、單位
組合に限つては、農業期等の関係も考
慮しまして、公職選舉等の例にならつ
て總会外選舉もできるようになりました
こと、第三は、員外利用の許容限度は
組合員の事業利用分量の額の二割以下
ということになつておりますが、組合
経営の医療施設についてこれを四割
以下に引上げましたこと、第四は、組
合員に配当した剰余金を五年限度で
再び出資させ、事業經營資金に利用す
る回転出資金制度を採用し、免稅の特
権を供與しましたこと、その他に行政
の法律案の大体の内容であります。

○議長 林謙治君 福永君の動議とな
り、この際委員長の報告を求め、その
審議を進められんことを留みます。

〔参考〕

○議長 林謙治君 福永君の動議とな
り、この際委員長の報告を求め、その
審議を進められんことを留みます。

〔参考〕

めて時宜に適した改正措置として、こ
れを原来のまま可決すべきものと議決
すべき、一面におきましては組合経営の再
建整備に関する方策を樹立し、他面に

おきましては、ここに提案された農業
協同組合法の改正により組合経営に彈
力性を與え、よつてもつて再建整備に
寄与しようとしているのであります。

〔参考〕

四

ます。委員長の報告を求めます。内閣委員会理事青木正君。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する

法律

第五十一条第一項第一号の一部を次のように改正する。

厚生省設置法（昭和二十四年法律

第百五十一号）の一部を次のように

改正する。

目次中第二款「医務出張所第三

十四條（第三十九條）」と「第一款（該地

務出張所第三十四條（第三十六條）

区麻薬取締官事務所（第三十七條）

第三十九條」に、「外局（第三十七

條、第三十八條）」を「外局（第四十

條、第四十一條）」に、「職員（第三十

九條、第四十條）」を「職員（第四十二

條、第四十三條）」に改める。

第五條（二十四條中「並びに船舶、

汽船及び軍車の検査」を削り、同條

第五十一号を次のようになります。

五十一、特定の医療品、用具及び

化粧品の規格を定め、又はこれ

を削る。

第二十九條に次の二項を加える。
（内部組織）

3 厚生大臣は、検査所の事務を分

掌させるため、所要の地に検査所

の支所又は出張所を設けることが

できる。その名稱、位置及び内部

組織は、厚生省令で定める。

第二十九條を次のように改める。

第三十九條 地区麻薬取締官事務所			第三十九條 医務出張所		
名 称	位 置	管 脊 区 域	名 称	位 置	管 脊 区 域
東北地区麻薬取締官事務所	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	北海道地区麻薬取締官事務所	札幌市	北海道
関東信越地区麻薬取締官事務所	東京都	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	東海北陸地区麻薬取締官事務所	名古屋市	愛知県 岐阜県 静岡県 三重県
近畿地区麻薬取締官事務所	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県	中国地区麻薬取締官事務所	広島市	福岡県 福岡県 熊本県 大分県
四国地区麻薬取締官事務所	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	九州地区麻薬取締官事務所	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。	第三十九條 第二項第一号を次のように改める。
厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書	第四條第一項第二号を次のように改める。
〔最終章の附録に掲載〕	二 外航船舶の使用に関する承認する」と。
（報告書の提出）	第四條第一項第二号中「船舶運送業者」を「商船管理委員会」に、
第十六條の三 前條の規定により指名された委員又は審理官は、	同條同項第二号を次のように改めると。
公聽会の審理によつて知ることができた事實を報告書として作成し、これを運輸審議会に提出しなければならない。	（報告書の提出）
（報告書の提出）	第十六條の四 運輸審議会は、前
條の報告書を運輸審議会の定め	

る利害関係人に提示しなければ

ならない。但し、公聽会におい

て、報告書の提示を必要としな

い旨の利害関係人の合意があつ

たときは、この限りでない。

(申立)

第六條の五 前條の報告書の提
示を受けた利害関係人は、報告
書に誤があると認めるときは、
その提示を受けた日から十五日
以内にその旨の申立てをすること
ができる。

(再審理)

第六條の六 運輸審議会は、前
條の申立てを審査して、報告書に
誤があつて運輸審議会の決定に
影響を及ぼすおそれがあると認
めるときは、再び公聽会を開か
なければならぬ。

第十六條第一項「運輸審議会
の決定」を「運輸審議会の決定及
び第十六條の三の報告書」に改め
る。

第十九條第一項中「船
舶運営會」を「商船管理委員會」
に改める。

第二十四條第二項第二号を次の
よきに改める。

(一) 刪除

第二十七條第一項第二号の次に
次の二号を加える。

(二) 日本国が鉄道の役員及び
職員の服務、分限、給與及び報
酬の増進に関する事項。

〔青木正君登壇〕

官報号外 昭和二十六年三月二十八日 法律院会議録第二十五号 国税徴収法の一部を改正する法律案外一件

第二十七條第一項第五号を次の
よきに改める。

五 鉄道公安委員の指名及びセ
の職務の監督並びに鉄道司法

警察に関する事項。

第三十四條第二項中「兵庫県武
庫郡本庄村」を「神戸市」に改め
る。

第三十八條第一項の表中期間
より、船料審議会の項を削る。

第四十條第二項第一号中「船舶

運営會を「商船管理委員會」に改
める。

第五章を削る。

第二條 田家行政組織法(昭和二十
三年法律第二百二十号)の一部を次
のよきに改正する。

別表第一「公團の欄中「船舶公團」を
削る。

第二條第一項中「並其ノ督促手數
料及滞納処分費」を「及其ノ滞納處
費」に改め、「以下本條同じ」を削
り、「並其ノ督促手數料及滞納處分
費」に、「地方公共團体ノ徵收金」を

「他ノ國稅及其ノ滯納處分費並地方

公共團體ノ徵收金」に改め、同條第
三項を削り、同條第四項中「並其ノ
督促手數料及滞納處分費」と「及其ノ
徵收金」を「其ノ差押ニ係る地方公
團体ノ徵收金」に改め、同項の次
に次の二項を加える。

〔内閣提出〕

國稅徴収法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

物品税の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○青木正君 ただいま議題となりま
した西案につきまして、内閣委員会にお
ける審議の経過並びに結果を御報告申
し上げます。

まず厚生省設置法の一部を改正する
法律案について申し上げます。本案の
おもなる点は、通商貿易の進展に対応
して検査事務の迅速な処理をはかるた
め検査所の支所または出張所を設置し
ることができることとし、また麻薬取
締業務を円滑に行ひため、全国八箇所

に麻薬取締官事務所を設置すること
として、所要の改正を行わんとするもの
であります。

次に、運輸省設置法等の一部を改正
する法律案について申し上げます。本
案は、運輸審議会のつかさどる事務の
重要かつ複雑なる実情にかんがみまし
て、同審議会の審理事務の能率化をは
かるため、これが補助機関として審理
官を設けるほか、関係法令の制定、改
廃に伴い、運輸省の権限、所掌事務の
規定を整理しようとするものであります。

厚生省設置法の一部を改正する法律
案は三月二十二日、運輸省設置法等の
一部を改正する法律案は三月二十三
日、それへ本委員会に付託され、い

ずれも政府の説明を聽取り、質疑を行
つたのであります。その詳細は会議

録によつて御承知を願ふこといたしま
す。三月二十七日、いずれも多数を

もつて原案の通り可決いたしました次第で
あります。

委員長の報告を求めます。大成委

員長夏堀源三郎君。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○謹長(林謹治君) 西案を一括して採
決いたします。西案の委員長の報告は
いずれも可決であります。西案を委員
長の報告通り決するに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○謹長(林謹治君) 起立多款。よつて
西案とも委員長報告通り可決いたし
ました。

〔賛成者起立〕

国稅徴収法の一部を改正する法律
案

位ニテ之ヲ徵收ス此ノ場合ニ於テ

此等ノ処分アリタル日前ニ納期ト

到来シタル國稅及其ノ滯納処分費

並地方公共團体ノ徵收金ハ其ノ日

以後納期ノ到来シタル國稅及其ノ

滯納処分費並地方公共團体ノ徵收

金ニ先チテ之ヲ徵收ス

前項後段ノ適用ニ付テハ國稅中利

子稅額、過少申告加算稅額、過少

納付加算稅額、無申告加算稅額、

過東徵收加算稅額、輕加算稅額

及重加算稅額(以下利子稅額及加

算稅額ト謂フ)、延滞加算稅額並

同稅ノ滯納処分費並地方公共團

體、徵收金中督促手數料、過少

申告加算金、不申告加算金、重

加算金、延滯金、延滯加算金及滯

納處分費ニ在リテハ此等ノ徵收金

ヲ併セ又ハ加算シテ徵收セラル

國稅及地方稅ノ納期ヲ以テ其ノ納

期ト看做ス

同條第五項中「公課之國稅及地

方公共團體ノ徵收金以外ノ公課に、

「執達吏」を「執行吏」に、「並其ノ督

促手徵科及滯納處分費」を「及其ノ滯

納處分費」に改め、同條第六項中「督

促手徵科及滯納處分費ハ」を「滯納處

分費ハ其ノ」に改める。

第七條内ニ住所及居所ヲ有セザ

ルニ至ルトキ

第四條ノ二及び第四條ノ三を次の

よう改める。

第四條ノ一 相続ノ開始アリタル場

合ニテハ相続人(包括受遺者ワ

含ム又ハ相続團體ハ被相続人(包

括遺贈者ヲ含ム以下同ジ)ニ課セ

ラルベキ又ハ被相続人ノ納付スペ

キ國稅並被相続人ノ未納ノ國稅及

滯納處分費ヲ納付スルノ義務ヲ有

ス但シ限定期限ヲ以シタル相続人

ハ相続ニ因リテ得タル財產ノ価額

ヲ限度トシテ其ノ義務ヲ有ス

前項ノ場合ニテ相続人又ハ包括

受遺者一人以上アルトキハ此等ノ

者ハ同項ニ依リ納付スペキ國稅及

滞納處分費ノ各々ニ付其ノ相続又

ハ遺贈ニ因リテ得タル財產ノ価額

ニ按分シテ計算シタル額ノ國稅及

滯納處分費ヲ納付スルノ義務ヲ有

ス此ノ場合ニテ此等ノ者ハ其ノ

相続又ハ遺贈ニ因リテ得タル財產

ノ価額ノ限度ニ於テ其ノ納付スペ

キ國稅及滯納處分費ニ付五ニ連帶

シテ納付スルノ義務ヲ有ス

第四條ノ三 法人合併ヲ為シタル場

合ニテハ合併後存続スル法人又

ハ合併ニ因リ設立シタル法人ハ合

併ニ因リ消滅シタル法人ニ課セラ

ルベキ又ハ合併ニ因リ消滅シタル

法人ノ納付スペキ國稅並合併ニ因

リ消滅シタル法人ノ未納ノ國稅及

滯納處分費ヲ納付スルノ義務ヲ有

第四條ノ四 法人解散ヲ為シタル場

合ニテ当該法人ニ課セラルベキ

又ハ當該法人ノ納付スペキ國稅並

当該法人ノ未納ノ國稅及滯納處分

費ヲ納付セズシテ残余財產ノ分配

又ハ引渡ヲ為シタルトキハ清算人

及残余財產ノ分配又ハ引渡ヲ受ケ

タル者ハ還帶シテ之ヲ納付スルノ

義務ヲ有ス但シ清算人ハ分配又ハ

引渡ヲ冷シタル財產ノ価額ノ限度

ニ於テ残余財產ノ分配又ハ引渡ヲ

受ケタル者ハ其ノ未納タル財產ノ

価額ニ限度トシテ其ノ責任ニ任ズ

前項但書ノ規定ハ第十九條ノ適

用ヲ妨げズ

第四條ノ四中「督促手數料」を削

り、四條を第十四條ノ五とし、第四條

ノ五を次のように改める。

第四條ノ六 納稅人國稅ヲ滯納シタ

ル場合ニテ当該同族會社前

二項ノ処分ニ付第三章ノ二依ル

式又ハ出資ニ付左ニ該當スル事由

付シタル後之ヲ为スペシ

前項ノ場合ニ於テ当該同族會社前

二項ノ処分ニ付第三章ノ二依ル

式又ハ出資アルトキハ當該株

ノ株式又ハ出資アルトキハ當該株

ノ株式又ハ出資ヲ除クニ依ル

アリ且当該納稅人ノ財產(當該同

族會社ノ株式又ハ出資ヲ除クニ

依ル)又ハ譲渡シタル財產(當該

ノ株式又ハ出資ヲ除クニ依ル)

シテ其ノ滯納處分費ノ行使ヲ妨

ヘズ

第一項ノ同族會社トハ同項ノ納稅

人ヲ其ノ判定ノ基礎トナル株主又

ハ社員トシテ選定シタル場合二法

人稅法第七條の二第一項ノ同族會

社ニ該當スル会社ヲ謂ヒ同族會社

ニヤ否ヤノ判定ハ第一項ノ処分

前項ノ場合は斯時ノ現況ニ依ル

ノ國稅及滯納處分費ヲ完納セザル

トキハ當該同族會社ニ對シ滯納處

分ヲ行フ但シ當該同族會社ノ財產

ノ公亮(政府ニ依ル買上及随意契

約ヲ以テ斯ル売却ヲ含ム以下本條

中同ジ)ハ納稅人ノ財產ヲ公亮ニ

ノ公亮(政府ニ依ル買上及随意契

約ヲ以テ斯ル売却ヲ含ム以下本條

中同ジ)ハ納稅人ノ財產ヲ公亮ニ

ノ公亮(政府ニ依ル買上及随意契

約ヲ以テ斯ル賣出ヲ除ク)ノ

ノ價額ヲ以テ讓渡シタル財產(當該

ノ株式又ハ出資ヲ除クニ依ル)

再調查若ハ審査ノ請求又ハ訴訟ヲ

提起シタルトキハ當該請求又ハ訴

訟ノ権利スル間其ノ財產(公亮ヲ

ケル當該同族會社ノ資產ノ總額ヨ

リ)又ハ譲渡シタル財產(當該

ノ株式又ハ出資ヲ除クニ依ル)

又リ且当該納稅人ノ財產(當該同

族會社ノ株式又ハ出資ヲ除クニ依

ル)又ハ譲渡シタル財產(當該

ノ株式又ハ出資ヲ除クニ依ル)

納稅人ニ對スル求償權ノ行使ヲ妨

ヘズ

第一項ノ同族會社トハ同項ノ納稅

人ヲ其ノ判定ノ基礎トナル株主又

ハ社員トシテ選定シタル場合二法

人稅法第七條の二第一項ノ同族會

社ニ該當スル会社ヲ謂ヒ同族會社

ニヤ否ヤノ判定ハ第一項ノ処分

前項ノ場合は斯時ノ現況ニ依ル

ノ國稅及滯納處分費ヲ完納セザル

トキハ當該同族會社ニ對シ滯納處

分ヲ行フ但シ當該同族會社ノ財產

ニ對シ贈與シ又ハ譲渡シタル財產(當該

ノ株式又ハ出資ヲ除ク)ノ

價額ヲ以テ讓渡シタル財產(當該

ノ株式又ハ出資ヲ除ク)ノ

三、主トシテ自己ノ労力ニ依リ農業ヲ営ム者ノ農業上欠クベカラザル器具、肥料、牛馬及其ノ飼料並次ノ收穫マデ農業ヲ続行スル為少クベカラザル種子。	「督促手数料」を割り、同條第三項中「督促手数料及」を削る。
四、前号ノ者ヲ除クノ外技術者、職人、労役者其ノ他主トシテ自己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ農業ニ從事シ又ハ農業ヲ営ム者ノ業務上欠クベカラザル物（商品ヲ除ク）	第三十一條を次のように改める。 第三十一條 溝納処分ハ溝納者ノ所行ヲ但シ差押フベキ財産又ハ差押ヘタル財産當該國稅局又ハ稅務署ノ管轄区域外ニ在ルトキハ收稅官吏ハ其ノ財産所在在他ノ所籍國稅局又ハ稅務署ノ收稅官吏ニ溝納処分ノ引綱ヲ為スコトヲ得
第十七條「左ニ掲タル物件の下に〔前條第一項第三号又ハ第四号ニ掲タル物件ヲ除ク〕」を加え、「督促手数料」を削り、同條第二項中「職業」を「農業又ハ營業」に改める。	第三十一條ノ五中「督促手数料」を削る。
第二十一條ノ二 收稅官吏第十九條ノ処分、差押又ハ差押物件ノ提出	第三十二條ノ六第二項及び第三項中「督促手数料」を削り、同條第四項中「督促手数料」を削り、「農業」を「新法第二條第七項の規定は、この法律施行後徵收する利子税額及び滞納處分費との間における徵收の順位について適用する。
第二十二條ノ二 收稅官吏第二十條ノ処分、差押又ハ差押物件ノ提出	5 新法第四條ノ二及び第四條ノ三の規定は、この法律施行後徵收する利子税額及び滞納處分費との間における徵收の順位について適用する。
第二十三條ノ一 第二項中「督促手数料又ハ第二項ニ依ル申告書」に改める。	6 新法第九條第二項及び第十項の規定は、この法律施行後する督促手数料及び前項の規定により徵收の順位について適用する。
附 則	7 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
二 2 改正後の國稅徵收法（以下「新法」という。第二條第四項、第五項及び第七項、第四條ノ二から四條ノ四まで、第七條から第七條ノ三まで、第十二條並びに第十二條ノ二の規定の適用については、	8 新法第八條及び第九條第九項第三号の規定は、この法律施行の際に現に災害被災者に対する租稅の減免、徵收猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七百七十五号）第九條の規定により徵收猶予中の國稅に係る利子税額及び延滞加算税額についても適用する。但し、新法第八條及び第九條第九項第三号の規定により免稅することができる利子税額及び滞納加算税額は、この法律施行後の期間に對応する部分の金額に限るものとする。
三 3 新法第一條第四項及び第五項の規定は、同條第四項に掲げる者に對してこの法律施行の際に交付要求する國稅及び溝納処分費と地方公共團體の徵收金（同條第一項に規定する地方公共團體の徵收金をいう。）との間ににおける徵收の順位について適用する。	9 新法第十五條の規定は、この法律施行後行為の取消を求める場合に對応する部分の金額に限るものとする。
四 4 新法第二條第七項の規定は、この法律施行後徵收する利子税額及び滞納處分費との間における徵收の順位について適用する。	10 この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徵收については、なお從前の例による。但し、第一項の規定の適用を妨げない。
五 5 新法第四條ノ二及び第四條ノ三の規定は、この法律施行後相続稅の開始又は法人の合併があつた場合における被相続人（包括遺贈者を含む。又は合併に因り消滅する法人に係る國稅及び溝納処分費について適用し、この法律施行前に相続の開始があつた場合における被相続人に係る國稅及び溝納處分費については、なお從前の例による。	11 この法律施行前に徵收した督促手数料及び前項の規定により徵收した督促手数料に過誤納があつた場合の還付及び充當並びに過誤納の法律施行前に存する溝納に係る溝納処分についても適用する。
六 6 新法第四條ノ四の規定は、この法律施行後殘余財産の分配又は引渡をする法人に係る國稅及び溝納處分費について適用する。	12 新法第十六條第一項第三号及び第四号並びに第十七條の規定は、この法律施行後する差押について適用し、この法律施行前にした差押については、なお從前の例による。
七 7 新法第四條ノ六及び第四條ノ七の規定は、この法律施行後溝納し	13 新法第十六條第一項第三号及び第四号並びに第十七條の規定は、この法律施行後する差押について適用し、この法律施行前にした差押については、なお從前の例による。
八 8 新法第六條第六項の規定による加算金を含む。並びに法人稅法昭和二十二年法律第二十九号）第二十六條の第三項の規定による還付金（同條第六項の規定による加算金を含む。）の前項の規定により徵收すべき督促手数料に対する充當については、なお從前の例による。	14 新法第三十一條の規定は、この法律施行の際に存する溝納に係る溝納処分についても適用する。
九 9 新法第三十一條ノ六第六項の規定は、確定申告書は、確定申告書と並びに第十六條第一項第三号及び第四号並びに第十七條において「旧國稅」とは、左に掲げる國稅をいう。	15 新法第三十一條ノ六第六項の規定による還付附加金、所得稅法（昭和二十二年法律第二十七号）第三十六條第三項又は第三十條の二第三項の規定による還付附加金（同法第三十六條第六項又は第
十 10 新法第四條ノ六及び第四條ノ七の規定は、この法律施行後溝納し	16 第十七項において「旧國稅」と以前の支拂に係る給與所得及び

退職所得に対する源泉徵收に係る所得稅を含む。)

二 法人の昭和二十五年三月二十日以前に終了した事業年度(法人稅法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十二号)による改正前の法人稅法第二十一條の規定により一事業年度とみなされた期間を含む。)分

の法人稅(清算所得に対する法人稅を除く。)

三 昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続に係る相続稅及び同日以前になされた贈與に係る贈與稅

四 昭和二十四年十二月三十一日以前に製造場から移出した物品に係る物品稅

五 取引高稅(非農業家屋敷、非機械者稅、增加所得稅、財產稅、戰時補償特別稅及び臨時利得稅)

六 政府は、納稅人につき新法第七

條第一項各号の一に該當する事由その他相當の事由がある場合において、当該事由に因りその徵收又は納付すべき國稅(当該

國稅におせ、又は加算して徵收せられるべき又は納付すべき政

令で定める稅額、延滞金及び滞納

金額をもつて一時に徵收し、又は

納付することができないと認める事由に因り其の國稅を滯納している者について、その申請により、当該國稅に係る未納の延滞金のうち稅額百円につき一日八錢をこえる。

ときは、同様の規定にかかわらず、その徵收し又は納付することができないと認められる金額を限度として、當該納稅人の申請により、二年以内の期間を限つてその徵收を猶予することができる。

この場合には、その徵收の猶予は、分割徵收の方法によることを妨げない。

前項の規定による徵收の猶予については、これを新法第七條第一項の規定による徵收の猶予とみなして、新法第七條の二から第八條まで及び第九條第七項第三号の規定を適用する。但し、その徵收を猶予する金額が十万円をこえ、且つ、當該國稅の徵收を確保するため必要があると認められる場合に限り、その徵收を猶予する金額を限度として相当の担保を設けることができるものとし、新法第八條の規定の適用については、当該徵收の猶予のうち同法第七條第一項第一号文に第二号に該當する事由に因るものと同條第一項第一号又は第二号の規定による徵收の猶予とみなす。

政府は、新法第七條第一項各号第一号文に第二号に該當する事由に因るものと同條第一項第一号又は第二号の規定による徵收の猶予のうち同條第一項第一号又は第二号に該當する事由その他の相當の事由に因りその徵收又は納付すべき國稅(当該

國稅におせ、又は加算して徵收

せられるべき又は納付すべき政

令で定める稅額、延滞金及び滞納

金額をもつて一時に徵收し、又は

納付することができないと認める

事由に因り其の國稅を滯納している者について、その申請により、当該國稅に係る未納の延滞金のうち

稅額百円につき一日八錢をこえる。

政府は、新法第七條第一項各号

の二に該當する事由その他の相當の

事由に因り其の國稅を滯納している者

について、その申請により、當該國稅に係る未納の延滞金のうち

稅額百円につき一日八錢をこえる。

前項の規定による徵收の猶予

については、その申請により、當該國稅に係る未納の延滞金のうち

稅額百円につき一日八錢をこえる。

政府は、新法第七條第一項各号

の二に該當する事由その他の相當の

事由に因り其の國稅を滯納している者

について、その申請により、當該國稅に係る未納の延滞金のうち

稅額百円につき一日八錢をこえる。

相合で計算した部分の金額を稅額百円につき一日八錢の割合で計算した額に輕減することができる。

政府は、新法第七條第一項各号

の二に該當する事由その他の相當の

事由に因り其の國稅を滯納している者

については、その申請により、當該國稅に係る未納の延滞金のうち

稅額百円につき一日八錢をこえる。

になされた修正申告又は更正に係るものであること。

第三十六條第七項中「督促手

數料」を削る。

第四十三條第三項中「殘余財產

を分配したときは、「※ 殘余財產の分配又は引渡しをしたときは、「※ 殘

算人」を「清算人及び殘余財產の分配又は引渡しを受けた者」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、清算人は、その分配又は引渡をした財產の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡しを受けた者へ

付し、若しくは徵收する國稅に係

る延滞金のうち、稅額百円につき一百円につき一日四錢の割合で計算した額に輕減することができる。

政府は、清算稅を加算して納付

した、若しくは徵收した又は納付

し、若しくは徵收する國稅につい

て、左に掲げる事由があるとき

は、納稅人の申請により、當該加

算稅のうち昭和二十四年十二月三

十一日以前の期間に對応する部分

の金額を稅額百円につき一日四錢

の割合で計算した額に輕減するこ

とができる。但し、當該國稅につ

いて、納稅人に詐偽その他不正の行

為があつた場合は、この限りでな

い。

一、當該國稅が申告期限から一年

を経過した後になされた更正又

は決定に係るものであること。

二、當該國稅が更正又は決定の後

所得稅法の一部を次のように改正する。

第三十六條第七項中「督促手

數料」を削る。

第四十三條第三項中「殘余財產

を分配したときは、「※ 殘余財產の分配又は引渡しをしたときは、「※ 殘

算人」を「清算人及び殘余財產の分配又は引渡しを受けた者」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、清算人は、その分配又は引渡をした財產の価額の限度において、残余財產の分配又は引渡しを受けた者へ

付し、若しくは徵收する國稅に係

る延滞金のうち、稅額百円につき一百円につき一日四錢の割合で計算した額に輕減することができる。

政府は、清算稅を加算して納付

した、若しくは徵收した又は納付

し、若しくは徵收する國稅につい

て、左に掲げる事由があるとき

は、納稅人の申請により、當該加

算稅のうち昭和二十四年十二月三

十一日以前の期間に對応する部分

の金額を稅額百円につき一日四錢

の割合で計算した額に輕減するこ

とができる。但し、當該國稅につ

いて、納稅人に詐偽その他不正の行

為があつた場合は、この限りでな

い。

一、當該國稅が申告期限から一年

を経過した後になされた更正又

は決定に係るものであること。

二、當該國稅が更正又は決定の後

に該當する事由その他の相當の

事由に因り其の國稅を滯納している者

について、その申請により、當該國稅に係る未納の延滞金のうち

稅額百円につき一日八錢をこえる。

政府は、新法第七條第一項各号

の二に該當する事由その他の相當の

事由に因り其の國稅を滯納している者

について、その申請により、當該國稅に係る未納の延滞金のうち

稅額百円につき一日八錢をこえる。

いて、残余財産の分配又は引渡しを受ける者は、その受けた財産の価額の限度においてその責に任ずる。

同條に次の二項を加える。

27 油脂但書の規定は、國稅徵收法第二十九條の規定の適用を妨げない。

28 相続税法 昭和二十五年法律第十七号の一部を次のように改正する。

29 第四十條第五項中「督促手数料」を削る。

30 資產再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

31 第六十條第一項中「残余財産を分配したときは、『左残余財産の分配又は引渡しをしたときは、』」に、「残余財産の分配」を「残余財産の分配又は引渡し」に改め、同項但書を次のように改める。

32 第六十條第一項中「督促手数料」を削る。

33 第四條ノ三第三項中「督促手数料」を削る。

34 第四條ノ九及第十四條ノ十に改める。

35 第五條の二第三項中「督促手数料」を削る。

36 第十二條第一項ノ規定ニ依ル監督ハ民法第五十一条ノ規定ニ依ル監督ヲ有スル時効中断ノ効力ヲ有スル。

37 第二十九條ノ規定ニ依ル監督ハ民法第五十一条ノ規定ニ依ル監督ヲ有スル時効中断ノ効力ヲ有スル。

38 第三十九條ノ規定ニ依ル監督ハ民法第五十一条ノ規定ニ依ル監督ヲ有スル時効中断ノ効力ヲ有スル。

39 第四十九條の規定による監督は、

第二十九條の規定の適用を妨げない。

第六十四條中「明治三十年法律第五号」の一部を次のように改正する。

29 酒稅法（昭和十五年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

30 物品稅法（昭和十五年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

31 砂糖消費稅法（明治三十四年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

32 摻免稅法（昭和二十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

33 第二十九條ノ規定による監督は、

二十八項の規定による改正後の所相稅法第四十三條第三項及び第四項、法人稅法第二十七条又は資產再評價法第六十二條第一項及び第二項の規定は、この法律施行後残余財産の分配又は引渡しをする法人に係る所相稅法第四十三條第二項の規定により徵收すべき税金、法

人税又は再評價稅について適用しない。

第六十四條中「明治三十年法律第五号」の一部を次のように改正する。

29 厚生年金保險法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

30 第十條ノ三第二項中「督促手数料」を削る。

31 第四條第三項中「徵收ノ告知」の一部を次のように改正する。

32 第十一條第二項後段を次のように改める。

此ノ場合ニ於テ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ發スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス。

33 第十一條ノ四中「國稅徵收法第四條ノ七及第十四条ノ八」を「國稅徵收法第四條ノ九及第十四条ノ十」に改める。

34 第十一條ノ四中「國稅徵收法第四條ノ九及第十四条ノ十」に改める。

35 第十二條第一項ノ規定ニ依ル監督ハ民法第五十一条ノ規定ニ依ル監督ヲ有スル時効中断ノ効力ヲ有スル。

36 第三十九條の規定による監督は、

二十八項の規定による改正後の所相稅法第四十三條第三項及び第四項、法人稅法第二十七条又は資產再評價法第六十二條第一項及び第二項の規定は、この法律施行後残余財産の分配又は引渡しをする法人に係る所相稅法第四十三條第二項の規定により徵收すべき税金、法

人税又は再評價稅について適用しない。

第六十四條中「明治三十年法律第五号」の一部を次のように改正する。

29 厚生年金保險法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

30 第十條ノ三第二項中「督促手数料」を削る。

31 第四條ノ三第三項中「督促手数料」を削る。

32 第四條ノ九及第十四条ノ十に改める。

33 第二十九條ノ規定による監督は、

二十八項の規定による改正後の所相稅法第四十三條第三項及び第四項、法人稅法第二十七条又は資產再評價法第六十二條第一項及び第二項の規定は、この法律施行後残余財産の分配又は引渡しをする法人に係る所相稅法第四十三條第二項の規定により徵收すべき税金、法

人税又は再評價稅について適用しない。

第六十四條中「明治三十年法律第五号」の一部を次のように改正する。

29 厚生年金保險法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

30 第十條ノ三第二項中「督促手数料」を削る。

31 第四條ノ三第三項中「督促手数料」を削る。

32 第四條ノ九及第十四条ノ十に改める。

33 第二十九條ノ規定による監督は、

二十八項の規定による改正後の所相稅法第四十三條第三項及び第四項、法人稅法第二十七条又は資產再評價法第六十二條第一項及び第二項の規定は、この法律施行後残余財産の分配又は引渡しをする法人に係る所相稅法第四十三條第二項の規定により徵收すべき税金、法

人税又は再評價稅について適用しない。

第六十四條中「明治三十年法律第五号」の一部を次のように改正する。

29 厚生年金保險法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

30 第十條ノ三第二項中「督促手数料」を削る。

31 第四條ノ三第三項中「督促手数料」を削る。

32 第四條ノ九及第十四条ノ十に改める。

33 第二十九條ノ規定による監督は、

二十八項の規定による改正後の所相稅法第四十三條第三項及び第四項、法人稅法第二十七条又は資產再評價法第六十二條第一項及び第二項の規定は、この法律施行後残余財産の分配又は引渡しをする法人に係る所相稅法第四十三條第二項の規定により徵收すべき税金、法

人税又は再評價稅について適用しない。

第六十四條中「明治三十年法律第五号」の一部を次のように改正する。

29 厚生年金保險法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

30 第十條ノ三第二項中「督促手数料」を削る。

31 第四條ノ三第三項中「督促手数料」を削る。

32 第四條ノ九及第十四条ノ十に改める。

33 第二十九條ノ規定による監督は、

二十八項の規定による改正後の所相稅法第四十三條第三項及び第四項、法人稅法第二十七条又は資產再評價法第六十二條第一項及び第二項の規定は、この法律施行後残余財産の分配又は引渡しをする法人に係る所相稅法第四十三條第二項の規定により徵收すべき税金、法

人税又は再評價稅について適用しない。

第六十四條中「明治三十年法律第五号」の一部を次のように改正する。

29 厚生年金保險法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

30 第十條ノ三第二項中「督促手数料」を削る。

31 第四條ノ三第三項中「督促手数料」を削る。

32 第四條ノ九及第十四条ノ十に改める。

33 第二十九條ノ規定による監督は、

二十八項の規定による改正後の所相稅法第四十三條第三項及び第四項、法人稅法第二十七条又は資產再評價法第六十二條第一項及び第二項の規定は、この法律施行後残余財産の分配又は引渡しをする法人に係る所相稅法第四十三條第二項の規定により徵收すべき税金、法

災害補償保険法第三十一條第三項及び第三項並びに失業保険法第三十五條第一項及び第三項の規定

は、この法律施行後する督促について適用し、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお既前の例による。

国税徵收法の一部を改正する法律案内閣提出に因する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

物品稅法の一部を改正する法律案

〔最終号の附録に掲載〕

タルサツカリン又ハヅルチノ量」に改める。

第四條中「第二種第四号」を「サツカリン又ハヅルチシラ原料トスル調味シタル文書又ハ図画ヲ政府ニ提出シテ之ニ同項ノ表示ヲ受クベシ」と改める。

「サツカリン又ハヅルチノ量」第二種第四号」に改める。

第八條第一項中「第二種第四号」を「サツカリン又ハヅルチノ原料トスル調味用固型人工甘味料ニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル當該調味用固型人工甘味料ニ使用セラレタル」に改める。

「サツカリン又ハヅルチノ原料トスル調味用固型人工甘味料ニ付テハサツカリン又ハヅルチノ使用量」第二種第四号」に改める。

「サツカリン又ハヅルチノ量」第二種第四号」に改める。

示ヲ受ケントストキハ其ノ製造スル第一種又ハ第二種又ノ形式ハ大蔵大臣之ヲ定ム

シ貼付スル商標其ノ他ノ表示ヲ記載シタル文書又ハ図画ヲ政府ニ提出シテ之ニ同項ノ表示ヲ受クベシ。

第一項ノ物品稅紙ノ表示及同項ノ表示ノ形式ハ大蔵大臣之ヲ定ム

同條の次に次の二條を加える。

第十六條ノ三 第一種又ハ第二種ノ表示及同項ノ表示ヲ受クベシ。

第一項ノ物品稅紙ノ表示及同項ノ表示ノ形式ハ大蔵大臣之ヲ定ム

同條の次に次の二條を加える。

第十六條ノ三 第二種及前條に改める。

第一項ノ表示及同項ノ表示ヲ受クベシ。

三 第十六條ノ三第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタル者

第一項ノ規定ニ違反シタル者

内に、その旨を所轄税務署に申告しなければならない。

又は名称、その住所、氏名

の品名及びその製造場を記載した申告書を所轄税務署に提出してしなければならない。

第十四條第三項「及第二十條ノ規定」に改める。

第一項ノ規定ニ違反シタル者

て、国民負担の軽減、合理化の措置と並行し、徴収制度につきましてはその合理化に努め、一層円滑かつ適正な納稅が行われますように、まず最近における滞納の発生及びその処理の状況にかんがみ、納稅者に特別の事情がある場合における租税の徴収及び滞納処分につきその合理化をはかることいたしましたし、分納及び徴収猶了の制度並びに滞納処分の猶了及び停止の制度を新設し、次に現在の国民生活の実情及び滞納処分の執行の状況にかんがみまして、差押え禁止物件の範囲を拡張し、次に昭和三十四年十二月三十一日以前の期間に対する等の加算稅及び延滞金につきましては、特定の場合に限りこれを執行してもなお徴収すべき税金に不足するときに限つて、これに關係のある親族または同族会社から徴収できる」といたし、さらに国税と地方税との間の徴収の順位を同一にすることとしたす等の改正を行なうとするものであります。	
次に物品稅法の一部を改正する法律について申上げます。この法律によると改定の要点は、物稅法につき一般納稅の円滑化、負担の適正化はかかることを目的としたとして、第一にサッカーリンまたはズルチソを原料とする錠	
○議長(林謹治君) 起立多数。よつて兩案とも委員長報告の通り可決いたしました。	
明二十八日は特に定期より本会議を	
開きます。本日はこれにて散会いたします。	
午後二時四十七分散会	
出席閣務大臣 厚生大臣 農林大臣 廣川 弘禪君	
出席政府委員 法務政務次官 高木 慶吉君	
外務政務次官 草葉 隆圓君	
大藏政務次官 西川甚五郎君	
運輸政務次官 關谷 勝利君	
運輸省鐵道監督 局關有鐵道部長 石井 昭正君	
運輸省鐵道監督部長 唐澤 勤君	
議の結果、本二十七日、一括して討論採決に入りましたところ、小山委員は自由党を代表し、松尾委員は社会党を代表してそれなく賛成の意を述べら	
れ、深澤委員は共産党を代表して反対の旨討論せられました。次いで一括採決の結果、起立多数をもつて兩案の通	
議を省略した報告	
一、昨二十六日次の法律の公布を要上し、その旨參議院に通知した。	
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律	
國會閉会中委員会が審査を行なう場合の委員の審査雜費に関する法律	
裁判官彈劾法の一部を改正する法律	
再評価積立金の資本組入に関する法律	
保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律	
資產再評価法の一部を改正する法律	
公認会計士法の一部を改正する法律	
社会福祉事業法	
低性能船舶買入法の一部を改正する法律	
〔賛成者起立〕	
○議長(林謹治君) 両案を一括して採決いたします。兩案の委員長の報告はいずれも可決であります。兩案を委員長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。	
以上御報告申し上げます。(拍手)	
○議長(林謹治君) 両案を一括して採決の結果、起立多数をもつて兩案の通	
議を省略した報告	
一、昨二十六日次の法律の公布を要上し、その旨參議院に通知した。	
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律	
國會閉会中委員会が審査を行なう場合の委員の審査雜費に関する法律	
裁判官彈劾法の一部を改正する法律	
再評価積立金の資本組入に関する法律	
保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律	
資產再評価法の一部を改正する法律	
公認会計士法の一部を改正する法律	
社会福祉事業法	
低性能船舶買入法の一部を改正する法律	
〔賛成者起立〕	
○議長(林謹治君) 起立多数。よつて兩案とも委員長報告の通り可決いたしました。	
明二十八日は特に定期より本会議を	
開きます。本日はこれにて散会いたしました。	
午後二時四十七分散会	
出席閣務大臣 厚生大臣 農林大臣 廣川 弘禪君	
出席政府委員 法務政務次官 高木 慶吉君	
外務政務次官 草葉 隆圓君	
大藏政務次官 西川甚五郎君	
運輸政務次官 關谷 勝利君	
運輸省鐵道監督 局關有鐵道部長 石井 昭正君	
運輸省鐵道監督部長 唐澤 勤君	
議の結果、本二十七日、一括して討論採決に入りましたところ、小山委員は自由党を代表し、松尾委員は社会党を代表してそれなく賛成の意を述べら	
れ、深澤委員は共産党を代表して反対の旨討論せられました。次いで一括採決の結果、起立多数をもつて兩案の通	
議を省略した報告	
一、昨二十六日次の法律の公布を要上し、その旨參議院に通知した。	
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律	
國會閉会中委員会が審査を行なう場合の委員の審査雜費に関する法律	
裁判官彈劾法の一部を改正する法律	
再評価積立金の資本組入に関する法律	
保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律	
資產再評価法の一部を改正する法律	
公認会計士法の一部を改正する法律	
社会福祉事業法	
低性能船舶買入法の一部を改正する法律	
〔賛成者起立〕	
○議長(林謹治君) 起立多数。よつて兩案とも委員長報告の通り可決いたしました。	
明二十八日は特に定期より本会議を	
開きます。本日はこれにて散会いたしました。	
午後二時四十七分散会	
出席閣務大臣 厚生大臣 農林大臣 廣川 弘禪君	
出席政府委員 法務政務次官 高木 慶吉君	
外務政務次官 草葉 隆圓君	
大藏政務次官 西川甚五郎君	
運輸政務次官 關谷 勝利君	
運輸省鐵道監督 局關有鐵道部長 石井 昭正君	
運輸省鐵道監督部長 唐澤 勤君	
議の結果、本二十七日、一括して討論採決に入りましたところ、小山委員は自由党を代表し、松尾委員は社会党を代表してそれなく賛成の意を述べら	
れ、深澤委員は共産党を代表して反対の旨討論せられました。次いで一括採決の結果、起立多数をもつて兩案の通	
議を省略した報告	
一、昨二十六日次の法律の公布を要上し、その旨參議院に通知した。	
<td></td>	

水底委員

森 宗太郎君

澤治稻次郎君

通路整備委員

近藤 駿代君

運輸委員

久雄君

高麗 三郎君

志田 稔夫君

山本 久雄君

大西 稔夫君

前田 正男君

畠山 鶴吉君

稻田 直道君

稻田 直道君

郵政委員

稻田 直道君

小川 半次君

電気通信委員

高島 鶴吉君

坂本 久雄君

労働委員

高島 三郎君

山本 久雄君

経済安定委員

高島 三郎君

前田 正男君

佐藤 乗作君

志田 喜信君

予算委員

高島 金次君

勝間田清一君

農園委員

柳原 兼男君

稻田 一君

田中 元君

佐々木秀世君

中川 俊思君

大森 玉木君

石川金次郎君

木村 公平君

稻田 弘作君

川島 金次君

柳原 俊思君

田淵 光一君

坂本 久雄君

中川 俊思君

玉木君

石川金次郎君

木村 公平君

稻田 弘作君

川島 金次君

柳原 俊思君

田淵 光一君

坂本 久雄君

中川 俊思君

玉木君

石川金次郎君

木村 公平君

稻田 弘作君

川島 金次君

柳原 俊思君

田淵 光一君

坂本 久雄君

中川 俊思君

玉木君

石川金次郎君

木村 公平君

稻田 弘作君

川島 金次君

柳原 俊思君

田淵 光一君

坂本 久雄君

中川 俊思君

玉木君

石川金次郎君

木村 公平君

稻田 弘作君

川島 金次君

農業協同組合法の一部を改正する法律案(參議院提出、參法第二号)
 一、昨二十六日委員会に付託された議案は次の通りである。
 農業協同組合法の一部を改正する法律案
 一、昨二十六日參議院に送付した本院議案(參議院提出、參法第一号)
 提出案は次の通りである。
 恩給法の一部を改正する法律案
 有線放送業務の運用の規正に関する法律案
 電波監理委員会設置法の一部を改正する法律案(電波通信委員長提出)
 一、昨二十六日參議院送付の次の同院議案を可決した旨參議院に通知した。
 公認会計士法の一部を改正する法律案
 一、昨二十六日參議院に送付した内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。
 低性能船舶買入法の規定により困がけ入れた船舶の外航船腹密船調査法のために対する充拂に関する法律案
 一、昨二十六日參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。

有線放送業務の運用の規正に関する法律案
 電波監理委員会設置法の一部を改正する法律案(電波通信委員長提出)
 一、昨二十六日參議院に送付した内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。
 低性能船舶買入法の規定により困がけ入れた船舶の外航船腹密船調査法のために対する充拂に関する法律案
 一、昨二十六日參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。
 低性能船舶買入法の規定により困がけ入れた船舶の外航船腹密船調査法のために対する充拂に関する法律案
 一、昨二十六日參議院に送付した内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。
 低性能船舶買入法の規定により困がけ入れた船舶の外航船腹密船調査法のために対する充拂に関する法律案
 一、昨二十六日參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。

有線放送業務の運用の規正に関する法律案
 電波監理委員会設置法の一部を改正する法律案(電波通信委員長提出)
 一、昨二十六日參議院に送付した内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。
 低性能船舶買入法の規定により困がけ入れた船舶の外航船腹密船調査法のために対する充拂に関する法律案
 一、昨二十六日參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。
 低性能船舶買入法の規定により困がけ入れた船舶の外航船腹密船調査法のために対する充拂に関する法律案
 一、昨二十六日參議院に送付した内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。
 低性能船舶買入法の規定により困がけ入れた船舶の外航船腹密船調査法のために対する充拂に関する法律案
 一、昨二十六日參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。

有線放送業務の運用の規正に関する法律案
 電波監理委員会設置法の一部を改正する法律案(電波通信委員長提出)
 一、昨二十六日參議院に送付した内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。
 低性能船舶買入法の規定により困がけ入れた船舶の外航船腹密船調査法のために対する充拂に関する法律案
 一、昨二十六日參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。